

平成 21 年度 第 1 回浦安市環境審議会 会議要旨

1 . 開催日時 平成 21 年 8 月 27 日 (木) 午前 10 時 ~ 正午

2 . 開催場所 浦安市健康センター 1 階 第 1 会議室

3 . 出席者

(委員)

柳憲一郎、古賀典道、畑中範子、上野菊良、内海照枝、小林恵子、
水上正美、武藤睦美、山口定代、小川和裕、石橋正貴、加藤里行

浦安市長 松崎秀樹

(事務局)

都市環境部長 大野伸夫、都市環境部次長 長峰敏幸
環境保全課長 岡本光正、同課課長補佐 金子和男、
同課環境計画係長 平林俊明
同課環境計画係 杉町順子、松元彩乃、千葉百恵子
同課羽田空港騒音問題対策室 長島忠

4 . 内 容

- (1)開会
- (2)委嘱状交付
- (3)市長挨拶
- (4)議題
 - ・副会長選任について
 - ・平成 20 年度の取り組みについて
 - ・羽田空港騒音問題について
 - ・その他
- (5)閉会

5 . 配付資料

- (1)平成 20 年度環境保全課事業 (環境基本計画) の取り組みについて
- (2)浦安市環境保全条例の概要
- (3)羽田空港際拡張事業に対するこれまでの取り組みと今後の対応
- (4)日の出三番瀬周辺の整備について (報告)

6. 会議経過

副会長選任について

会長より、浦安市環境審議会規則第2条に基づき副会長選任についての説明があった。

(会長)

副会長の選任を行う。ご意見、ご推薦がありましたら、挙手をお願いしたい。

(ご発声あり)

(委員)

前副会長が学識経験者であったことから、今回も学識経験者である奥委員をお願いしたらどうか。

(会長)

委員から奥委員の推薦があった。もし、他のご推薦がないようであれば、本日欠席している奥委員へ事務局より副会長選任について報告し、委員の承諾後、次回からお願いする方向でよろしいか。

異議なし

平成20年度の取り組み状況について

・説明

環境保全条例の審議が終了したことや新たに委員となられた委員がいらっしゃることから、平成20年度の環境保全に関する取り組み、年次報告書について事務局より説明を行った。

・質疑

(会長)

平成20年度の環境保全に関する取り組み状況ということで年次報告書を基に事務局より説明があった。現在、本編と資料編の構成になっているが、内容を精査していくということである。このことについてご質問などはあるか。

(委員)

平成20年度の取り組みが掲載されていて分かりやすい。資料編にある豊富なデータを市民に分かりやすく公表し、データを上手に活用していけばいいと思うので、報告書の作成について表現方法などを工夫してもらいたい。

(委員)

事業の取り組みということだったので、平成20年度事業についての具体的な説明があると思っていたが、年次報告書の構成についての説明だけであった。事業概要についての説明はあるのか。

(会長)

環境基本計画は環境保全課の事業だけではなく、市全体の取り組みであるため、年次報告書をもとに全体の説明をしたものだろう。式次第のタイトルが平成20年度の取り組みということだったから、分かりにくかったと思われる。

今の質問に対する事務局の補足はあるか。

(事務局)

本日配布した資料の 31 ページを例にご説明します。ここに掲載されている中段の「平成 20 年度の主な取り組み」をもとに事業としてご説明しなかったことが誤解を招いた原因だと思います。

これら各事業は、報告書の大気環境などの各項目に平成 20 年度の事業として掲載されていますが、会議開催時間で事業をご紹介することが難しいと思い、年次報告書の構成を説明したものです。各項目の「平成 20 年度の主な取り組み」をご参考にさせていただけたらと思います。

(委員)

年次報告書に目を通してきたが、もう少し事業の概略を具体的に説明してもらいたかった。

(会長)

年次報告書は、環境基本計画の前年度の事業概略と、プロジェクトの成果について把握できるような記述となっている。各事業の内容を具体的に補足説明してもらえれば良かったと思うので、今後、事務局はその点に留意してもらいたい。

(会長)

続いて、環境保全条例と持ち込み処理手数料の制定について事務局より説明があった。

一般廃棄物処理手数料についてだが、家庭系ごみの持ち込みについては今まで手数料がなかったが、これを事業系ごみと同じように改正したということである。また、環境保全条例は、従来 of 公害防止条例が環境保全条例として時代に沿う内容に改まり、公害系と自然系のものとあるが、罰則を設けて実現性のあるものとした。拡声機の使用、夜間の飲食店営業、地盤沈下などが整備されたものである。何かご質問はあるか。

(委員)

現在、環境保全条例が施行されてから 1 ヶ月が経った。市民、事業者の反応があれば教えてもらいたい。

(事務局)

今までの条例と内容は大きく変わっていませんが、拡声機については、何件か問い合わせがありました。騒音については今までと同じです。地下水にあっては、市民というよりも業務に関する業者の問い合わせが多くありました。

羽田空港騒音問題について

・説明

羽田空港騒音問題について事務局より説明を行った。

・質疑

(会長)

羽田 D 滑走路は、どのような騒音問題になるのかということで、今まで環境審議会でも審議をしてきた。その後の新しい動きについて説明があっ

たが、何かご質問はあるか。

(委員)

悪天候時のことだが、かなり遠くを飛んでいるはずの飛行機を近くに感じ、音も感じた。普段聞きなれていない音や一度気になった音に対しては、日常生活の中ではものすごく敏感に反応してしまうと思う。

飛行機が浦安市上空を飛び始めると、市民の生活に影響が出ると思うので、どのように上空を飛ぶのかということ国から資料を出してもらい、行政、市民、事業者が一丸となって取り組まないといけない。

(会長)

羽田空港騒音問題についてのアンケートを実施するという事なので、後日、環境審議会においてアンケート結果についての報告があると思う。

(事務局)

滑走路工事現場の視察する機会を設けたいと思います。

その他について

・説明

仮称うらやす三番瀬環境学習施設について事務局より説明を行った。

・質疑

(会長)

環境学習施設について何か質問はあるか。

(委員)

環境学習施設は今年度基本設計に入るということだが、資料の周辺図、図面にある約2,000㎡はどういうものをつくるのか。施設・建物系だけが、それとも外構を含めているのか。

(事務局)

土地は、2,000㎡あるのですが、資料の図面の下部に50m緑地があり、この50m緑地と街区公園の全体を含めた計画となっています。

建物については、今、設計に入っています。建物とその部分、全体をまとめた形で関係各課が共に協力して協議をしている状況です。

[注釈]三番瀬環境学習施設については2,000㎡内の基本設計となっておりますが、50m緑地と街区公園については、三番瀬環境学習施設を考慮したうえで一体的に考えていきます。

(会長)

以上で議題の審議は終了する。次回の日程などについて事務局より説明をお願いしたい。

(事務局)

次回の会議開催予定は10月後半頃に羽田の視察を予定していますので、日程が決まり次第ご連絡します。

以上で、本日の環境審議会を終了します。

閉 会